

# 令和2年度 第1回守口市都市計画審議会議事録

日時： 令和2年7月22日（水） 午前10時から

場所： 守口市役所3階 会議室302

議題： (1)会長代理の選出について  
(2)付議第47号

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（守口市決定）について  
(3)報告 東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

出席委員： 岡山敏哉、池嶋一夫、池邨行弘、小鍛冶宗近、杉岡佐緒里、坂元正幸、  
嶋田英史、江端将哲、高島賢、富田安夫、西口誠一、平井治、福本健一  
(計13名)

事務局	<p>それでは、都市計画審議会の定刻となりましたので、初めに事務局より報告させていただきます。</p> <p>本審議会の会議録の作成の都合上、会議の音声を録音させていただきます。また、発言前に挙手をいただき、会長の指名により発言するという形で進めさせていただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、岡山会長、議事進行をよろしくお願いいたします。</p>
岡山会長	<p>皆様、おはようございます。</p> <p>本審議会の会長を務めております岡山です。</p> <p>本日は、お忙しい中、それからコロナ禍でいろいろ落ち着かない中、お集まりいただきましてありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまから令和2年度第1回守口市都市計画審議会を開催いたします。</p> <p>初めに、定足数について報告いたします。</p> <p>本日、委員13名中、全員が御出席でございますので、守口市都市計画審議会条例第6条の規定により、本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、今回の審議会は今年度第1回目ということですので、委員の皆様方と職員の御紹介を事務局からお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、事務局よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、委員の紹介をさせていただきます。</p> <p>会長の岡山委員でございます。</p> <p>池嶋委員でございます。</p> <p>池邨委員でございます。</p> <p>小鍛冶委員でございます。</p> <p>杉岡委員でございます。</p> <p>坂元委員でございます。</p>

	<p>嶋田委員でございます。 江端委員でございます。 高島委員でございます。 富田委員でございます。 西口委員でございます。 平井委員でございます。 福本委員でございます。 続いて、職員を紹介させていただきます。 都市整備部長の長田です。 事務局は、佐藤、小谷、野口が務めます。 以上で、紹介を終わります。</p>
岡山会長	<p>それでは、議事に移りたいと思います。 本日の予定でございますが、お手元に次第が配付されていると思いますが、議題が3つございます。 1つ目の議題ですが、会長代理の選出についてでございます。 守口市都市計画審議会条例第5条第3項の規定に、会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理するという規定がございます。 そこで、会長代理につきましては、私のほうから御指名をさせていただきたいと思います。それで、過去、都市計画審議会委員の御経験もございすることから、私としましては江端委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p style="text-align: center;">（「異議なし」の声あり）</p>
岡山会長	<p>それでは、会長代理よろしくお願いたします。 それでは、会長代理席に御移動をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">（江端委員 席移動）</p>
岡山会長	<p>それでは、恐れ入りますが、一言御挨拶をお願いいたします。</p>
江端会長代理	<p>改めまして、おはようございます。 ただいま、会長代理に御指名をいただきました江端でございます。誠にありがとうございます。微力ながら、守口市のよりよいまちづくりに向けて頑張っておりますので、何とぞよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ではございますが御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひを申し上げます。</p>
岡山会長	<p>ありがとうございました。</p>

事務局

それでは、早速ですけれども、2つ目の議題に移りたいと思います。

2つ目の議題は、次第に記載されているように、付議第47号、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（守口市決定）についてでございます。

まずは、事務局のほうから説明をよろしく願いいたします。

それでは、付議第47号、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（守口市決定）について御説明いたします。スクリーンをごらんいただきますようお願いいたします。

まず初めに、生産緑地地区制度について御説明いたします。生産緑地地区とは、市街化区域内にある農地等が持っている農業生産活動等に裏づけられた緑地機能に着目して、公害または災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地等を計画的に保全して、良好な都市環境の形成を図る都市計画でございます。

生産緑地地区の指定は、土地所有者から申請された農地等について、現に農林漁業の用に供されている土地で公害や災害を防止したり、都市の環境を守る役割を果たしていて、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること、面積が一団で300平米以上あること、農業の継続が可能であること、などの要件を市が審査した上で、都市計画の手続を経て決定されます。本市では、現在56地区、約9.77ヘクタールの生産緑地地区がございます。

変更内容について御説明いたします。議案書5ページまたはスクリーンをごらんください。新旧対照表を表示しています。今回、変更対象地区は地区名、寺方3と、地区名、大久保6の2地区です。

寺方3につきましては、変更理由、生産緑地法第10条に基づく買取り申出（故障）後の行為制限の解除による廃止で、主たる従事者が営農行為の継続が不可能となったため1地区約0.20ヘクタールが廃止されます。

大久保6につきましては、変更理由、生産緑地法第8条第4項に基づく通知による区域変更で、密集市街地対策事業の一環として行う道路拡幅のため、地区数は変わらず約0.08ヘクタールのうち、約0.02ヘクタールが部分的に廃止され、約0.06ヘクタールが生産緑地として残ることとなります。

続きまして、スクリーンまたは議案書6ページをごらんください。生産緑地地区、寺方3の新旧対照図を表示しております。新旧対照図の縦縞で表示されている、こちらの地区を廃止するものでございます。

続きまして、スクリーンに現況写真を表示しております。赤囲みの区域が、今回廃止する区域でございます。

続きまして、スクリーンまたは議案書7ページをごらんください。生産緑地地区、大久保6の新旧対照図を表示しております。新旧対照図の縦縞で表示されている部分を廃止するものでございます。なお、黒塗りの箇所は変更せずに存続することとなります。

スクリーンに現況写真を表示しております。赤囲みのページが、今回廃止する区域となります。

続きまして、議案書1ページまたは前面スクリーンをごらんください。計画書の内容を読み上げます。

東部大阪都市計画生産緑地地区の変更（守口市決定）、都市計画生産緑地地区を次のように変更します。

名称、寺方3、位置、守口市寺方錦通4丁目地内、面積約0.20ヘクタールを廃止します。名称、大久保6、位置、守口市大久保町2丁目地内、面積約0.06ヘクタールを区域変更します。変更後の変更対象地区は、1地区約0.06ヘクタールです。また、大久保1ほか53地区、約9.49ヘクタールは変更なしです。変更後の守口市内の生産緑地の合計は、55地区、約9.55ヘクタールです。位置及び区域は計画図表示のとおりとなります。

次に、議案書2ページまたはスクリーンをごらんください。理由書を読み上げます。

本市の市街化区域内の優れた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地等を計画的に保全し、もって良好な都市環境の形成に資するため、本案のとおり生産緑地地区を変更するものです。

最後に、都市計画手続に関する情報を報告します。

都市計画法第19条第3項に基づき、大阪府に対し協議をした結果、本都市計画案について異議なしの旨の回答をいただいております。

また、7月1日から都市計画法第17条に基づき、2週間の縦覧に供した結果、提出意見はありませんでした。

以上で、付議第47号、東部大阪都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終わらせていただきます。

岡山会長

それでは、質疑に移りたいと思います。今、事務局のほうから議案についての説明がありましたけれども、まず御質問はございませんでしょうか。

生産緑地につきましては、これまでたくさん審議いただいておりますが、生産緑地を廃止したり、それから区域変更したりするという、実際の手続は生産緑地法に基づいて行われることになっています。農業従事者が御病気になるれたりなどの理由で、農業を続けることが難しいというときは、その農地をどうするか、行政のほうがい取るのか、あるいは農業委員会さんのほうを通じて他の農業従事者とか営農を続けられるかどうかということをおっしゃったり、いろんな手続があるんですけども、それは生産緑地法という都市計画法とは別の法律に従って行われるわけなんですね。ただ、生産緑地自体は、都市計画図の中に都市計画として位置づけられていますので、それを変更しようとするとか大阪府に意見照会したり、あるいは住民の方に意見を聞いたりしたうえで、この審議会で審議するということですので、それについて今、審議しているという状況でございます。そこでもし、この区域変更であるとか廃止について異議がないということであれば、それを市長に答申して区域変更を決定することになります。

御質問、御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
岡山会長	<p>それでは、付議第47号についてお諮りしたいと思います。 原案どおりで、異議はございませんでしょうか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
岡山会長	<p>それでは、原案どおり異議なしということですので、これで承認させていただきたいと思います。 それでは、次の3つ目の議題、報告になりますが、これについて進めてまいりたいと思います。 それでは、報告、東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてということで、まずは事務局のほうから御説明よろしくお願いたします。</p>
事務局	<p>それでは、東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について御報告いたします。前面スクリーンと併せて資料3をごらんいただきますようお願いいたします。 このたび、来月、8月の変更に向けて大阪府より、東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案が示されました。この変更は、本市の都市計画マスタープランや都市計画とも密接に関連することから、変更案の概要を御報告させていただきます。 まず、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針と都市計画マスタープランの関係性について御説明いたします。 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、都市計画区域マスタープランと呼ばれるもので、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的観点から都市計画の基本的な方針を定めるものです。都市計画区域において定められる都市計画や市町村の都市計画マスタープランは、この都市計画区域マスタープラン、つまり都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即することとされております。 都市計画マスタープランについては、都市計画区域マスタープランだけではなく、市の総合計画にも即することとされております。なお、守口市総合基本計画につきましては、今年度、令和2年度中に改定が予定されており、また、守口市都市計画マスタープランについても、区域マスタープランの変更や守口市総合基本計画の改定を踏まえ、今後変更を予定しております。 ここでは、大阪府が示した東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の概要について御報告いたします。 変更案については、内容が多岐にわたりますので、主要な内容を取り上げて報告いたします。</p>

1章、大阪の都市の概要では、現況の整理がされております。人口に関して、全国的の人口減少が進行することが予想されておりますが、大阪府内でも人口減少が進むことが推計されております。

続きまして、人口構成割合も全国と同様に15歳から64歳の生産年齢人口の割合が減少し、65歳以上の高齢者人口割合が増加すると推計されております。

土地利用の状況は、過去10年間で工業地、農地、森林が減少し、住宅地が増加しています。特に守口市が含まれる東部大阪都市計画区域は、計画区域に占める住宅地がほかの都市計画区域と比較し大きな割合を占めております。

続きまして、空き家の増加についてでございます。東部大阪都市計画区域では、過去10年間で増減は少ないですが、他の都市計画区域と比較し最も高い空き家率となっております。

都市間競争の激化についてでございます。大阪府下の企業の転入・転出は、過去10年間のいずれの年も企業の転入よりも企業の転出が多くなっております。

これらの状況を受けて、2章、都市づくりの目標で、国際競争に打ち勝つ強い大阪の形成、安全・安心で生き生きと暮らせる大阪の実現、多様な魅力と風格のある大阪の創造の3つを目標に設定しております。

また5章、都市づくりの推進に向けてでは、協働、連携の仕組みづくり、エリアマネジメントの取組、スマートシティの取組などの観点を取り入れ、都市づくりを進めることとしております。

以上、非常に簡単ではございますが、東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についての御説明でございます。

続きまして、次回の都市計画審議会の日程についてでございます。次回の都市計画審議会は、11月中旬から下旬の開催を予定しております。開催場所や日程は、確定次第、委員の皆様へ御報告しようと考えています。

以上で、報告を終わらせていただきます。

岡山会長

ただいま、報告事項、東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更についてを中心に、事務局のほうから御説明がありましたけども、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

今、説明のあった都市計画区域の整備、開発及び保全の方針ですが、先ほどスライドにありましたように、大きなところでは国土レベルから関西地方、関東地方などの区分、さらに県や市町村という、いわゆる行政単位など、それぞれの区域単位でいろんな計画が定められています。

今、御説明のあった都市計画区域マスタープランにつきましては、大阪府は4つの都市計画区域というに分かれています。簡単に言えば淀川より北の北部大阪都市計画区域、大阪市、大阪市の東側の淀川と大和川とに挟まれた東部大阪都市計画区域、大和川以南の南部大阪都市計画区域といった4つの都市計画区域に分かれています。それぞれの都市計画区域でマスタ

ープランというのが定められています。これは大阪府決定で、大阪府が決める方針です。それぞれの北部、東部、南部の中に市町村、自治体がありますが、市町村は大阪府とは別に市町村のマスタープランが定められます。守口市ももちろんマスタープランを持っていますが、今回大阪府の都市計画区域マスタープランが改定になったことを受けて、その変更内容に従って次に今度は守口市の都市計画区域マスタープランを改定するのか、あるいはあまり影響がないのでそのまま変更せずに行くのかというような検討を行うこととなります。

先ほど説明がありましたように、守口市では第6次総合基本計画というのが先週、第1回目の審議会が開かれたのですが、今まさにそれを定める、改定しようというところですので、その内容いかんによっては、また、守口市の都市計画マスタープランについて変更しなければいけないところが出てくるかもしれません。その場合は、この審議会でその内容について皆さんで審議するということとなります。そのような順番の手続きとなります。また、全体の状況について説明させていただきます。

先ほどの内容から少し触れますと、人口もそれから産業も少し下降ぎみになっていて、それで都市計画区域マスタープランでは、一言でいえばコンパクトシティ、つまり町が中心から縁辺へ展開拡大していくのではなくて、コンパクトにして効率のいい市街地をつくっていきましょうという話になると思います。ということで、大阪府では、その考え方に従っていろいろ計画を立て直さないといけないと思うのですが、守口市の場合は大阪市に隣接して、もともと市街化調整区域も淀川のところぐらいで、ほとんど市内全体が市街地になっていますのであまり影響がないというように思います。むしろ、前の第5次総合基本計画の予想人口としては13万人ほどでした。10年前の人口は15万人ぐらいで、2万人ぐらい減っているだろうという予想でした。この間、総合基本計画の審議会で、データを見せてもらったのですが、現在の人口のデータを見て、今回14万人ぐらいということですので、人口の落込みが10年の間に少し緩やかになってきたということで、子育て支援策など、人口減少に対応する施策をいろいろ行政から展開されていて、その効果がある程度出ているのではないかというふうに思います。

人口減少は全国的な風潮なので止めることはできないのですが、その下降を少しでも緩やかにすることができる施策を展開していかないといけないかなと思っています。その物理的な課題の審議を行うのが都市計画審議会の役割ですので、今後とも皆さんの御協力よろしくお願ひさせていただきますと思います。

それでは、報告のほうはよろしいでしょうか。富田委員どうぞ。

先ほどの大阪府の都市計画区域マスタープランの改定の御報告をいただいたのですが、現状で結構ですが、こういう改定を受けて守口市の都市計画のほうで対応すべきようなことというのは、現在思い浮かぶあたりでどんな内

富田委員

事務局	<p>容があるのか御紹介いただけたらありがたいです。</p> <p>先ほど、岡山会長からもお話がいただいたのですが、今回の都市計画区域マスタープランの変更の内容を大きくは、人口減少、少子高齢化を受けて現状の社会情勢に合わせた内容に変えようという内容のものになっております。今後は、総合基本計画の改定も予定されていますのでそれらも踏まえて、都市計画を決定するときその基本的な方針となる都市計画マスタープランの内容についても、この都市計画区域マスタープランの変更の内容、特に人口減少、少子高齢化の状況を鑑みて、検討していこうと考えています。また、現状の社会情勢に合わせどのような内容に見直していくかということや、見直しの必要があるかないかも含め、内部で検討した上で話になりますが、現状、今後都市計画マスタープランについては見直しを予定しています。</p> <p>また、長期未着手の都市計画施設に関しましても、検討を進めています。人口減少、少子高齢化の波を受けて現状の都市計画の決定の状況で良いか勘案し、今後そのような具体的に変更の必要が生じて都市計画の案が作成できた際には都市計画審議会にお諮りさせていただければと思っております。</p>
岡山会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>少し補足させてもらいますと、このA3のお手元に配付の資料3というのがあると思うのですが、その資料の2枚目の第4章に「必要な都市計画の決定に関する方針」という段落があります。その段落をずっと読んでいきますと、右側のページに「その他の方針」という項目がありまして、その表示の3つ目に居住環境に関する方針という記載があります。駅周辺を中心地や密集市街地における展開を促進し、良質な住宅の取得の流通や宅地ストックの流通や空き家の有効活用が記載されています。重点的に改善を図るということについては、不燃化や延焼遮断帯の整備等の取組の推進というふうに書かれています。耐震性が無い市営住宅からの住み替え促進施策などのいろいろな施策の状況を見ますと、今言いました方針、居住環境に関する方針というのが守口市にとっては大事ではないかというふうに思います。今回の生産緑地も一部区域変更は、密集市街地の道路拡幅による区域の変更であることから、密集市街地で防災性向上のための整備を進めていく、地震など起こって火災が発生したときに延焼しないような強い町をつくっていくということが守口市の大きな課題なのではないかなというふうに思います。</p>
平井委員	<p>今、先生のお話よくわかりまして、今般、守口の場合、いろいろな空き地が発生しています。そこに新しい建物が計画されたりあるいは市営住宅についても住み替えを進めていて耐震化はしないということで、どんどん変わろうとしています。そのような状況の中、現実を一番直視しているのは市民、近辺住民なんです。そういう人の意見を取り入れていただける余地が全然ない。都市計画審議会は、私も長い間委員をしていますが、そのようないわゆ</p>



	<p>る5カ年計画など机上で検討した内容に沿って施策をするというものになっている。現実的にその土地に住んでいる人間、あるいは住民との接触のある商店街など、そういう人たちの意見が全然吸収されない部分がある。審議会の中でそのような住民意見の代弁とその意見の取入れ方まで審議や検討ができるのかどうか。もし、できないならば何か新しい、そのような地域の住民の生の声を聴くような審議会、あるいは相談会や説明会、そのような意見具申を審議会としてできるものかということをお聞きしたいです。</p>
岡山会長	<p>貴重な意見ありがとうございます。いろんな計画を策定するときには、市民アンケートをとったり、あるいは説明会を開かせていただいたり、都市計画の法的な決定手続きの中では2週間の案の縦覧というものもあります。ただ、案の縦覧というもので、市民の人たちに見に来てくださいと言ってもなかなか来られないと思いますので、都市計画審議会の意見としましては、これからいろんな計画を策定する中で、できるだけたくさんの市民の意見を調査できるような、例えば市民アンケートを実施するなど適切な方法で意見をいただけたら良いなというふうに思いますので、それでよろしいでしょうか。</p>
平井委員	<p>よろしく申し上げます。</p>
岡山会長	<p>それでは、これで全ての議事が終わりましたので、令和2年第1回守口市都市計画審議会を終了いたします。</p>
	<p>最後に、本日の審議会の議事録は作成後署名いただくこととなりますが、署名委員は池邨委員、それから福本委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(「異議なし」の声あり)</p>
岡山会長	<p>それでは、よろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。</p>